

2. 具体的な改正内容

介護療養型老人保健施設における介護報酬の見直し

- (1) 介護療養型老人保健施設において、以下の施設基準を満たすもののうち、
- ・ 夜勤を行う看護職員を配置^(※1)している施設については、「介護保健施設サービス費(Ⅱ)」を、
 - ・ 看護職員により、又は医療機関若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて、連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備している施設については、「介護保健施設サービス費(Ⅲ)」^(※2)を、
- 新たに創設する。

【新たな施設サービス費を算定するための施設基準】

- ・ 平成18年7月1日から平成24年3月31日までの間に病床の転換を行って開設した介護老人保健施設であること。
- ・ 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、「医療機関」から入所した者の割合と「家庭」から入所した者の割合の差が、35%以上であることを標準とすること。^(※3)
- ・ 算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「経管栄養」若しくは「喀痰吸引」を実施している者の割合が15%以上又は「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が20%以上であること。

(※1) 入所者の数を41で除して得た数以上の看護職員を配置していること。

(※2) 「介護保健施設サービス費(Ⅲ)」は入所者40人以下の施設のみ算定可。

(※3) 平成20年4月以降の入所者について、平成21年4月から適用することとし、「標準」の具体的な考え方については、介護療養型老人保健施設における医療機関からの入所の実態等を基に、平成21年4月までに検討することとする。

(参考) 介護療養型老人保健施設に適用される新たな施設サービス費

【介護保健施設サービス費(Ⅱ)】		【介護保健施設サービス費(Ⅲ)】	
介護保健施設サービス費(i)(従来型個室)		介護保健施設サービス費(i)(従来型個室)	
a 要介護1	703 単位	a 要介護1	703 単位
b 要介護2	786 単位	b 要介護2	780 単位
c 要介護3	860 単位	c 要介護3	833 単位
d 要介護4	914 単位	d 要介護4	887 単位
e 要介護5	967 単位	e 要介護5	940 単位
介護保健施設サービス費(ii)(多床室)		介護保健施設サービス費(ii)(多床室)	
a 要介護1	782 単位	a 要介護1	782 単位
b 要介護2	865 単位	b 要介護2	859 単位
c 要介護3	939 単位	c 要介護3	912 単位
d 要介護4	993 単位	d 要介護4	966 単位
e 要介護5	1,046 単位	e 要介護5	1,019 単位

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算

設短期入所療養介護費(Ⅲ)

- ・ 平成18年7月1日から平成24年3月31日までの間に病床の転換を行って開設した介護老人保健施設である短期入所療養介護事業所であること。
- ・ 算定日が属する月の前3月間において、利用者及び当該介護老人保健施設入所者のうち、「経管栄養」若しくは「喀痰吸引」を実施している者の割合が15%以上又は「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が20%以上であること。

(介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)は40人以下の施設のみ算定可。)

※ 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の内容は次のとおり。

- 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)
 - ・ 現行の介護老人保健施設短期入所療養介護費と同様。
- 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)
 - ・ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の基準を満たしていること。
 - ・ 利用者の数を41で除して得た数以上の夜勤を行う看護職員を配置していること。
- 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)
 - ・ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の基準を満たしていること。
 - ・ 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること。

注：ユニット型においても同様の施設基準

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算

の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

、作業療法士若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

- 介護保健施設サービス費(Ⅰ)
 - ・ 現行の介護保健施設サービス費と同様。
 - 介護保健施設サービス費(Ⅱ)又は介護保健施設サービス費(Ⅲ)
 - ・ 平成18年7月1日から平成24年3月31日までの間に病床の転換を行って開設した介護老人保健施設であること。
 - ・ 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、医療機関から入所した者の割合と家庭から入所した者の割合の差が、35%以上であることを標準とすること。
 - ・ 算定日が属する月の前3月間において、入所者及び当該介護老人保健施設が行う短期入所療養介護の利用者のうち、「経管栄養」若しくは「喀痰吸引」を実施している者の割合が15%以上又は「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が20%以上であること。
- (介護保健施設サービス費(Ⅲ)は40人以下の施設のみ算定可。)

※ 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の内容は次のとおり。

- 介護保健施設サービス費(Ⅰ)
 - ・ 現行の介護保健施設サービス費と同様。
- 介護保健施設サービス費(Ⅱ)
 - ・ 介護保健施設サービス費(Ⅰ)の基準を満たしていること。
 - ・ 入所者の数を41で除して得た数以上の夜勤を行う看護職員を配置していること。
- 介護保健施設サービス費(Ⅲ)
 - ・ 介護保健施設サービス費(Ⅰ)の基準を満たしていること。
 - ・ 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること。

注：ユニット型においても同様の施設基準

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設

生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が20%以上であること。

(介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)は40人以下の施設のみ算定可。)

※ 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の内容は次のとおり。

- 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)
 - ・ 現行の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費と同様。
- 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)
 - ・ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の基準を満たしていること。
 - ・ 利用者の数を41で除して得た数以上の夜勤を行う看護職員を配置していること。
- 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)
 - ・ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の基準を満たしていること。
 - ・ 看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、夜勤時間帯を通じて連絡体制を整備し、かつ、必要に応じて診療の補助を行う体制を整備していること。

注：ユニット型においても同様の施設基準

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設